

# 特別養護老人ホーム石川県八田ホーム料金表

【事業所番号 1770100699】

令和6年8月1日施行

## 【要介護度①】

(単位：円)

利用者負担区分		第1段階	第2段階	第3段階 (①)	第3段階 (②)	第4段階
1日 合計単位数		673	673	673	673	673
サービス費内訳	介護福祉施設サービス費(Ⅱ)多床室	589	589	589	589	589
	日常生活継続支援加算	36	36	36	36	36
	夜勤職員配置加算(Ⅰ)口	13	13	13	13	13
	看護体制加算(Ⅰ)	4	4	4	4	4
	看護体制加算(Ⅱ)	8	8	8	8	8
	栄養マネジメント強化加算	11	11	11	11	11
	個別機能訓練加算	12	12	12	12	12
30日計算 [1単位10.14円] 右記金額は、 介護職員等処遇改善加算14.0% 「LIFE加算」「体制加算の一部」を含む 「個別加算」は別途	① 1割負担	23,946	23,946	23,946	23,946	23,946
	※ 2割負担	—	—	—	—	47,892
	◇ 3割負担	—	—	—	—	71,837
居住費		0	430	430	430	915
30日計算	②	0	12,900	12,900	12,900	27,450
食費		300	390	650	1,360	1,445
30日計算	③	9,000	11,700	19,500	40,800	43,350
支払い金額合計(1割)	①+②+③	32,946	48,546	56,346	77,646	94,746
支払い金額合計(2割)	※+②+③	—	—	—	—	118,692
支払い金額合計(3割)	◇+②+③	—	—	—	—	142,637

## 【要介護度②】

(単位：円)

利用者負担区分		第1段階	第2段階	第3段階 (①)	第3段階 (②)	第4段階
1日 合計単位数		743	743	743	743	743
サービス費内訳	介護福祉施設サービス費(Ⅱ)多床室	659	659	659	659	659
	日常生活継続支援加算	36	36	36	36	36
	夜勤職員配置加算(Ⅰ)口	13	13	13	13	13
	看護体制加算(Ⅰ)	4	4	4	4	4
	看護体制加算(Ⅱ)	8	8	8	8	8
	栄養マネジメント強化加算	11	11	11	11	11
	個別機能訓練加算	12	12	12	12	12
30日計算 [1単位10.14円] 右記金額は、 介護職員等処遇改善加算14.0% 「LIFE加算」「体制加算の一部」を含む 「個別加算」は別途	① 1割負担	26,374	26,374	26,374	26,374	26,374
	※ 2割負担	—	—	—	—	52,747
	◇ 3割負担	—	—	—	—	79,120
居住費		0	430	430	430	915
30日計算	②	0	12,900	12,900	12,900	27,450
食費		300	390	650	1,360	1,445
30日計算	③	9,000	11,700	19,500	40,800	43,350
支払い金額合計(1割)	①+②+③	35,374	50,974	58,774	80,074	97,174
支払い金額合計(2割)	※+②+③	—	—	—	—	123,547
支払い金額合計(3割)	◇+②+③	—	—	—	—	149,920

特別養護老人ホーム石川県八田ホーム料金表  
【事業所番号 1770100699】

令和6年8月1日施行

【要介護度③】

(単位：円)

利用者負担区分		第1段階	第2段階	第3段階 (①)	第3段階 (②)	第4段階
1日 合計単位数		816	816	816	816	816
サービス費内訳	介護福祉施設サービス費(Ⅱ)多床室	732	732	732	732	732
	日常生活継続支援加算	36	36	36	36	36
	夜勤職員配置加算(Ⅰ)ロ	13	13	13	13	13
	看護体制加算(Ⅰ)	4	4	4	4	4
	看護体制加算(Ⅱ)	8	8	8	8	8
	栄養マネジメント強化加算	11	11	11	11	11
	個別機能訓練加算	12	12	12	12	12
30日計算 [1単位10.14円] 右記金額は、 介護職員等処遇改善加算14.0% 「LIFE加算」「体制加算の一部」を含む 「個別加算」は別途	① 1割負担	28,905	28,905	28,905	28,905	28,905
	※ 2割負担	—	—	—	—	57,810
	◇ 3割負担	—	—	—	—	86,715
居住費		0	430	430	430	915
30日計算	②	0	12,900	12,900	12,900	27,450
食費		300	390	650	1,360	1,445
30日計算	③	9,000	11,700	19,500	40,800	43,350
支払い金額合計(1割)	①+②+③	37,905	53,505	61,305	82,605	99,705
支払い金額合計(2割)	※+②+③	—	—	—	—	128,610
支払い金額合計(3割)	◇+②+③	—	—	—	—	157,515

【要介護度④】

(単位：円)

利用者負担区分		第1段階	第2段階	第3段階 (①)	第3段階 (②)	第4段階
1日 合計単位数		886	886	886	886	886
サービス費内訳	介護福祉施設サービス費(Ⅱ)多床室	802	802	802	802	802
	日常生活継続支援加算	36	36	36	36	36
	夜勤職員配置加算(Ⅰ)ロ	13	13	13	13	13
	看護体制加算(Ⅰ)	4	4	4	4	4
	看護体制加算(Ⅱ)	8	8	8	8	8
	栄養マネジメント強化加算	11	11	11	11	11
	個別機能訓練加算	12	12	12	12	12
30日計算 [1単位10.14円] 右記金額は、 介護職員等処遇改善加算14.0% 「LIFE加算」「体制加算の一部」を含む 「個別加算」は別途	① 1割負担	31,333	31,333	31,333	31,333	31,333
	※ 2割負担	—	—	—	—	62,666
	◇ 3割負担	—	—	—	—	93,998
居住費		0	430	430	430	915
30日計算	②	0	12,900	12,900	12,900	27,450
食費		300	390	650	1,360	1,445
30日計算	③	9,000	11,700	19,500	40,800	43,350
支払い金額合計(1割)	①+②+③	40,333	55,933	63,733	85,033	102,133
支払い金額合計(2割)	※+②+③	—	—	—	—	133,466
支払い金額合計(3割)	◇+②+③	—	—	—	—	164,798

特別養護老人ホーム石川県八田ホーム料金表  
【事業所番号 1770100699】

令和6年8月1日施行

【要介護度⑤】

(単位：円)

利用者負担区分		第1段階	第2段階	第3段階 (①)	第3段階 (②)	第4段階
1日 合計単位数		955	955	955	955	955
サービス費内訳	介護福祉施設サービス費(Ⅱ)多床室	871	871	871	871	871
	日常生活継続支援加算	36	36	36	36	36
	夜勤職員配置加算(Ⅰ)口	13	13	13	13	13
	看護体制加算(Ⅰ)	4	4	4	4	4
	看護体制加算(Ⅱ)	8	8	8	8	8
	栄養マネジメント強化加算	11	11	11	11	11
	個別機能訓練加算	12	12	12	12	12
30日計算 [1単位10.14円] 右記金額は、 介護職員等処遇改善加算14.0% 「LIFE加算」「体制加算の一部」を含む 「個別加算」は別途	① 1割負担	33,726	33,726	33,726	33,726	33,726
	※ 2割負担	—	—	—	—	67,452
	◇ 3割負担	—	—	—	—	101,177
居 住 費		0	430	430	430	915
30日計算	②	0	12,900	12,900	12,900	27,450
食 費		300	390	650	1,360	1,445
30日計算	③	9,000	11,700	19,500	40,800	43,350
支払い金額合計(1割)	①+②+③	42,726	58,326	66,126	87,426	104,526
支払い金額合計(2割)	※+②+③	—	—	—	—	138,252
支払い金額合計(3割)	◇+②+③	—	—	—	—	171,977

# 特別養護老人ホーム石川県八田ホーム料金表

【事業所番号 1770100699】

令和6年8月1日施行

## 【各種加算】(関係分のみ)

サービス内容略称	単位数	備 考
※LIFE関係加算	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50/単位 入所者ごとのADL値、利用状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報に加え、疾病の状況や服薬情報等の情報を厚生労働省に提出している場合に算定
	自立支援促進加算	280/月 医師が入所者ごとに、自立支援のために医学的評価を入所時に行う。その結果自立支援のための対応が必要であるとされた入所者に、支援計画を策定しケアを実施している場合に算定
	栄養マネジメント強化加算	11/日 管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を50で除して得た数以上配置すること、低栄養状態のリスクが高い入所者に栄養ケア計画に従いミールラウンドを週3回以上行い栄養状態や嗜好を踏まえた食事の調整を実施すること、入所者ごとの栄養状態の情報を厚生労働省に提出し、その情報を有効に活用すること。
	個別機能訓練加算(Ⅱ)	20/月 個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定し、個別機能訓練計画の内容等を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、その情報を有効に活用している場合に算定
	個別機能訓練加算(Ⅲ)	20/月 個別機能訓練加算(Ⅱ)を算定していること。口腔衛生管理加算(Ⅱ)および栄養マネジメント強化加算を算定していること。入所者ごとに、理学療法士等が、個別機能訓練計画の内容等の情報その他個別機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報、入所者の口腔の健康状態に関する情報および入所者の栄養状態に関する情報を相互に共有していること。
	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3/月 入所者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクを評価し、その結果を厚生労働省に提出していること、褥瘡発生リスクがある入所者に褥瘡ケア計画を作成していること、3月に1回褥瘡ケア計画を見直しすること。
	褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13/月 (Ⅰ)の要件を満たし、評価の結果、褥瘡発生リスクのある入所者に褥瘡の発生がない場合に算定
	口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110/月 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生等の管理に係る計画が作成されていること、歯科衛生士が入所者に対し、口腔衛生等の管理を月2回以上行い、歯科衛生士が介護職員からの相談等に必要に応じ対応している。さらに、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等を厚生労働省に提出し、その情報を有効に活用している場合に算定
	ADL維持等加算(Ⅰ)	30/月 入所者全員について、利用開始月と当該月の翌月から起算して6月目においてBarthal Indexを適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出し、評価対象入所者等の調整済ADL利得を平均して得た値が1以上である場合に算定
	ADL維持等加算(Ⅱ)	60/月 ADL維持等加算(Ⅰ)の要件を満たし、評価対象入居者等の調整済ADL利得を平均して得た値が3以上である場合に算定
	排せつ支援加算(Ⅰ)	10/月 排せつ介護を要する入所者ごとに、施設入所時に要介護状態の軽減の見込みについて評価するとともに、6月に1回評価を行いその結果を厚生労働省に提出する、要介護状態の軽減が見込まれる者について支援計画を作成し実施、3月に1回支援計画の見直しを行っている場合に算定
	排せつ支援加算(Ⅱ)	15/月 排せつ支援加算(Ⅰ)の要件を満たし、排尿・排便の状態は少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない場合、又はおむつ使用ありからなしに改善している場合に算定
	排せつ支援加算(Ⅲ)	20/月 排せつ支援加算(Ⅰ)の要件を満たし、排尿・排便の状態は少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない場合、かつおむつ使用ありからなしに改善している場合に算定
	生産性向上推進加算(Ⅱ)	10/月 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行うこと。見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。1年に1回、業務改善の取組効果を示すデータをオンラインで提出すること。
	体制加算	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (介護老人福祉施設加算率=14.0%)
日常生活継続支援加算		36/日 新規入所者総数の要介護4～5の割合が70%以上、又は認知症自立度Ⅲの者が65%以上 介護福祉士資格を持つ職員一定数以上
夜勤職員配置加算(Ⅰ)口		13/日 夜勤を行う介護職員・看護職員の数が最低基準を1人以上、上回って配置した場合に算定
個別機能訓練加算(Ⅰ)		12/日 機能訓練指導員を配置し個別に訓練を行った場合に算定
看護体制加算(Ⅰ)口		4/日 常勤の看護師を1名以上配置
看護体制加算(Ⅱ)口		8/日 看護職員数が常勤換算方法で利用者数が25又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ施設基準数に1を加えた数以上配置した場合に算定
安全対策体制加算		20/月 外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。
協力医療機関連携加算		100/月 協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催していること。
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)		10/月 協力医療機関との間で感染症の発生時等の対応を定め、院内感染に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5/月 協力医療機関から3年に1回以上施設内感染発生時の感染制御等に係る実地指導を受けていること。	
個別加算	療養食加算	6/回 医師の指示等に基づく療養食を提供した場合。1食6単位。
	看取り介護加算Ⅰ(死亡日)	1280/日 看取り介護体制があり、当該施設の場合 死亡日の前日・前々日は680単位 死亡日以前4～30日は144単 死亡日以前45日～31日は72単位
	入院・外泊時費用	246/日 医療機関への入院又は外泊をした場合(月6日間を限度)
	初期加算	30/日 初期加算(入所から30日以内の期間、30日以上入院後再入所も同様)
	退所時情報提供加算	250/回 医療機関へ退所する入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に算定
	退所時栄養情報連携加算	70/回 特別食を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者に管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して栄養管理に関する情報を提供した場合に算定

※LIFE(科学的介護情報システム)とは、介護施設で行っているケアの内容・計画や利用者の状態などをインターネット上の公式サイトから一定の様式で入力すると、その結果が厚生労働省で分析されてフィードバックされるという仕組みです。介護施設ではこれを活用してケアの質の向上に取り組むことができるとされています。【参考】厚生労働省ホームページ [https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094\\_00037.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00037.html)